

固定資産税・都市計画税

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が4月1日(月)から始まります。これは、市内の土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税を納税する方が、所有する固定資産の評価が適正であるかどうか判断するため、市内の他の土地・家屋との価格を比較できるようにすることを目的としています。

【土地価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②地目③地積④価格
 【家屋価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②家屋番号③種類④構造⑤建築年⑥床面積⑦価格

縦覧が始まります

面積⑦価格
 【縦覧期間】4月1日(月)～5月31日(金) 午前8時半～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く)

固定資産税・都市計画税の課税明細書・納税通知書を発送します

25年度納税通知書の発送は5月上旬です。また、24年度から課税明細書と納税通知書を一冊にまとめています。なお、共有物件の納税通知書は、代表者以外の共有者にも発送します。支払いに使用する納

2階
 【縦覧対象者】①固定資産税の納税者(25年1月1日現在、市内に固定資産を所有し課税される方)②納税管理人③代理人(委任状が必要となります)

24年度の納期限が過ぎました 市税の納め忘れはありませんか

24年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限が過ぎました。



納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が増加されるだけでなく、財産が差し押さえられる場合もありますので、ご注意ください。

納付にお困りのときは

病気・事故・災害など、やむを得ない事情で一括納付が困難な場合には、できるだけ早めに納税課(市役所2階)

4月7日に市役所本庁舎で日曜臨時窓口を開設します

市民課、保険年金課の2課で取り扱う事務は、右下表のとおりです。詳しくは市民課☎470・7722、保険年金課☎470・7732へ。

日曜臨時窓口を開設します

住民異動が集中する3月下旬～4月上旬の窓口混雑を緩和し、市民の便宜を図る目的で、4月7日(日)に市民課・保険年金課(市役所1階)に市民課・日曜臨時窓口を開設します。

日曜臨時窓口での取り扱い事務一覧

担当課	取り扱う事務	取り扱わない事務
市民課(市役所1階)	◎住民異動届けの受け付け＝転入・転居・転出・世帯変更など ◎印鑑登録および市民カード発行の申請受け付け＝平日に来庁できない方は、この機会に、夜間・閉庁日も住民票、印鑑登録証明書、課税・納税証明書が自動発行機で取得できるようになる「市民カード」の申請をお勧めします。手続きの詳細については市民課へ問い合わせください ◎各種証明書の発行＝住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、戸籍謄抄本など ◎住居表示の申請受け付け	◎住民基本台帳カードの即日交付 ◎転入転出手続の特例、住民票の広域交付 ◎電子証明書の発行および更新の申請(仮ナンバーの貸与) ◎臨時運行許可(の貸与) ◎戸籍異動が伴う住民異動届などの照会を必要とする
保険年金課(市役所1階)	◎国民健康保険の資格取得・喪失に関する届け ◎高額療養費の支給申請など各種申請書の受け付け ◎後期高齢者医療制度の申請に関する届け ◎国民年金第1号被保険者の資格取得などの届け	◎日本年金機構、高域他照す ◎東京都医療よへ必要 ◎東年齢連市会をもの

東久留米市施策成果 アンケート調査を実施します

市では、まちづくりの課題として設定した施策の成果を把握するため、市民の皆さんの声をお聞きして施策の成果

施策の成果をより向上させるため

をより向上させるために、「東久留米市施策成果アンケート調査」を4月21日(日)まで実施します。

会社を退職、会社に就職したら

国民健康保険の加入・喪失の手続きを

市内に住所があつて会社の健康保険などに加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。会社を退職し会社の健康保険を脱退したとき、または会社に就職して会社の健康保険に加入したときには、国民健康保険の加入・喪失手続きが

必要になります。忘れずに手続きをしてください。 ※国保加入・喪失・変更に必要な書類などは、下表を参照してください。

必要になります。忘れずに手続きをしてください。 ※国保加入・喪失・変更に必要な書類などは、下表を参照してください。

必要になります。忘れずに手続きをしてください。 ※国保加入・喪失・変更に必要な書類などは、下表を参照してください。

国民健康保険への加入・喪失・変更に必要な書類

手続きが必要なとき	加入・喪失・変更の際に必要な書類など
市に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、認め印
会社の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書など)、認め印、被保険者証(世帯主に変更があるとき)
会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書、認め印、被保険者証(世帯主に変更があるとき)
子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、認め印
生活保護を廃止することになったとき	生活保護廃止決定通知、認め印
市から転出するとき	被保険者証、認め印
会社の健康保険に入ったとき▼被扶養者になったとき	国保と会社の両方の被保険者証、認め印
死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの(会葬御礼のはがき等)、喪主の口座番号が分かるもの、認め印
生活保護を受けることになったとき	被保険者証、生活保護開始決定通知、認め印
退職者医療制度の対象になったとき	被保険者証、年金証書、認め印
退職者医療制度の対象でなくなったとき▼市内で住所が変わったとき▼世帯主や氏名が変わったとき▼世帯が分かれたり、一緒になったとき	被保険者証、認め印
修学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、新住所の住民票、在学証明書、認め印
被保険者証を無くしたとき	窓口で再交付の申請が必要、認め印

※世帯主の自筆署名の場合、認め印は省略できます。

4月1日から 下水道使用料が変わります

4月1日(月)から下水道使用料が変わります。詳細については、今号の広報紙に折り込みのチラシをご覧ください。



国民年金保険料の納付

25年度の国民年金保険料額は月額1万5040円です。保険料は日本年金機構から送付される納付書で、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、納め忘れがなく納付の手間がかからない口座振替、クレジットカードによる納付やインターネット

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給ができないことがあります。国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給ができないことがあります。